

35. 簡易専用水道検査状況

- ・簡易専用水道とは市町村等の水道事業者から供給される水だけを水源とする飲料水の供給施設で、受水槽の有効容量が10m3を超えるものをいいます。
- ・簡易専用水道の設置者は、1年以内ごとに1回、厚生労働大臣の登録を受けた機関等に管理に関する(水質検査、清掃状況等)検査を受けなければなりません。
- ・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)により水道法の一部が改正され、平成25年度から、簡易専用水道の設置者に対する指導監督は、市部の施設は市が、町村部は県がそれぞれ行っています。

平成25年度

地方事務所	検査対象 施設数 A	検査実施 施設数 B	受検率 (%) B/A	助言 施設数 C	助言率 (%) C/B	地方事務所 等への報告 施設数
佐久	393	258	65.6	117	45.3	0
上小	187	161	86.1	81	50.3	0
諏訪	256	223	87.1	90	40.4	0
上伊那	118	97	82.2	37	38.1	0
下伊那	84	67	79.8	30	44.8	0
木曾	27	22	81.5	11	50.0	0
松本	710	363	51.1	156	43.0	0
北安曇	52	36	69.2	9	25.0	0
長野	604	486	80.5	201	41.4	0
北信	117	57	48.7	28	49.1	0
合計	2,548	1,770	69.5	760	42.9	0

* 数値は各地方事務所管内の市町村の合算です。

(参考)所在地別集計

市部	1,906	1,300	68.2	602	46.3	0
町村部	642	470	73.2	158	33.6	0